入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和４年５月10日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　稲田　雅裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　仙台合同庁舎Ａ棟㉒機械設備改修工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１

⑷　建物概要

１）庁舎（Ａ棟）鉄骨鉄筋コンクリート造　地上９階、地下２階建　延べ面積27,736㎡

⑸　工事内容　本工事は上記場所における仙台合同庁舎Ａ棟の耐震改修及びそれに伴う下記に示す工事を行うものである。

１）庁舎（Ａ棟）改設一式

空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、厨房機器設備

２）屋外　改設一式

給水設備、排水設備、ガス設備、機械式駐車場設備

⑹　工期　契約締結日の翌日から

令和６年１月30日まで―(Ⅰ)工事

令和８年１月30日まで―(Ⅱ)工事

(Ⅰ)　工事：１）庁舎（Ａ棟）

空気調和設備の内、熱源設備の新設及び既設空調機（１～９Ｆ）までの空調配管（庁舎の空調運転に必要な、熱源機器、補記類、配管類）

(Ⅱ)　工事：上記(Ⅰ)以外の全ての工事

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

④　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑤　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑥　本工事は、次の(ｱ)(ｲ)に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする試行工事である。

(ｱ)　東北地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）

(ｲ)　工事成績相互利用登録機関が発注した工事

⑦　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑧　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⑨　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑩　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

⑪　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事である。

⑫　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

⑬　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⑭　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、特例監理技術者）の配置は認めない。

⑮　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成19年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、下記①(ｱ)及び(ｲ)については、同一建物の施工実績とする。

①　下記の要件を満たす免震構造の建物の新設工事又は免震工法による耐震改修工事での改設工事

(ｱ)　建物規模　延べ面積　20,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

(ｲ)　空気調和設備（主要熱源機器（冷凍能力2,000㎾／台以上）、冷水又は冷温水配管の施工及び試験・調整を含む。）の新設又は改設

②　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。